資料５-４

○堺市立美原総合福祉会館条例施行規則

平成１７年１月２７日
規則第２１号
改正　平成１８年３月２９日規則第３１号
平成２０年３月２８日規則第２５号
平成２１年３月３１日規則第４３号
平成２５年３月２７日規則第６２号

（趣旨）

第１条　この規則は、堺市立美原総合福祉会館条例（平成１６年条例第７６号。以下「条例」という。）第１９条の規定に基づき、堺市立美原総合福祉会館（以下「福祉会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

（平２０規則２５・一改）

（開館時間及び休館日）

第２条　福祉会館の開館時間は、午前９時から午後５時１５分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

２　福祉会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日（敬老の日を除く。）

(3)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

（平１８規則３１・平２１規則４３・一改）

（使用の申請）

第３条　福祉会館の利用の許可を受けようとする者は、堺市立美原総合福祉会館使用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（平２０規則２５・一改）

（使用の制限）

第４条　市長は、条例第５条第２項第１号及び第２号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉会館の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

(1)　専ら物品の販売のために使用するとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、福祉会館の管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。

（平２０規則２５・一改）

（使用の許可）

第５条　使用の許可は、堺市立美原総合福祉会館使用許可書（様式第２号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付して行う。

（平２０規則２５・一改）

（使用の許可の順位）

第６条　使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（平２０規則２５・旧第７条繰上）

（使用の許可に係る使用時間）

第７条　使用の許可に係る使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（平２０規則２５・旧第８条繰上）

（使用許可書の提示義務）

第８条　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（平２０規則２５・旧第９条一改・繰上）

（使用の許可の変更）

第９条　使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前７日までに、堺市立美原総合福祉会館使用許可変更申請書（様式第３号）に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、１回に限り使用の許可の変更を承認することができる。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用の許可を変更して福祉会館を使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第１項の申請書により行わなければならない。

４　市長は、前２項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、これを使用者に交付するものとする。

（平２０規則２５・旧第１０条一改・繰上）

（使用者の遵守事項）

第１０条　使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。

(2)　所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(3)　許可を受けないで物品の展示、販売等をしないこと。

(4)　許可を受けないで福祉会館内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5)　許可を受けないで施設、附属設備その他器具備品等を使用しないこと。

(6)　許可を受けないで附属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。

(7)　使用者の使用目的に応じて入館した者に対し次条各号に規定する事項を遵守させること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（平２０規則２５・旧第１１条繰上）

（入館者の遵守事項）

第１１条　入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(2)　所定の場所以外に出入りしないこと。

(3)　騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(4)　福祉会館内を不潔にしないこと。

(5)　前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（平１８規則３１・一改、平２０規則２５・旧第１２条繰上）

（施設等の破損等の届出）

第１２条　使用者及び入館者は、福祉会館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立美原総合福祉会館破損（滅失）届（様式第４号）により市長に届け出て、係員の指示を受けなければならない。

（平２０規則２５・旧第１３条一改・繰上）

（使用終了の届出）

第１３条　使用者は、福祉会館の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

（平２０規則２５・旧第１４条一改・繰上）

（指定管理者の指定手続）

第１４条　条例第１４条第２項の申請書は、堺市立美原総合福祉会館指定管理者指定申請書（様式第５号）とする。

２　条例第１４条第２項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　定款その他これに類する書類

(2)　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類

(3)　役員名簿

(4)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

(5)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前３事業年度分の事業報告書及び収支決算書

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

（平２０規則２５・追加）

（委任）

第１５条　この規則に定めるもののほか、福祉会館の管理及び運営について必要な事項は、所管部長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年２月１日から施行する。

（施行前における許可）

２　前項に規定する日以後の使用に係る第３条又は第１０条の規定による申請については、同日前においても、これを受理し、その使用を許可することを妨げない。

附　則（平成１８年３月２９日規則第３１号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日規則第２５号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の堺市立美原総合福祉会館条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市立美原総合福祉会館条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附　則（平成２１年３月３１日規則第４３号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２７日規則第６２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の堺市立美原総合福祉会館条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市立美原総合福祉会館条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第１号（第３条関係）

堺市立美原総合福祉会館使用申請書

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

申請者　住所（所在地）
氏名（名　称）
（代表者氏名）
生年月日　　年　　月　　日生
（代表者の生年月日）
電話番号

堺市立美原総合福祉会館の施設を使用したいので、堺市立美原総合福祉会館条例施行規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

使用施設名			
使用室名	使用日	使用時間	許可番号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
使用目的			
使用人員	人		
備考			

申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

□　利用にあたっては、堺市立美原総合福祉会館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。

□　秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。

□　堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

様式第2号（第5条関係）

堺市立美原総合福祉会館使用許可書

年　　月　　日

様

堺　市　長　　印

堺市立美原総合福祉会館の使用を次の条件を付して許可します。

使用施設名			
使用室名	使用日	使用時間	許可番号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
使用目的			
使用人員	人		
備考			

＊裏面の使用許可条件をよくお読みください。

使　用　許　可　条　件

1　準備と後片付けは、使用時間内にしてください。

2　この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。

3　許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。

4　使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。

5　福祉会館の施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。

6　所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないでください。

7　催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。

8　非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。

9　堺市立美原総合福祉会館条例若しくは堺市立美原総合福祉会館条例施行規則の規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。

10　前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第３号（第９条関係）

堺市立美原総合福祉会館使用許可変更申請書

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

申請者　住所（所在地）
氏名（名　称）
（代表者氏名）
生年月日　　年　　月　　日生
（代表者の生年月日）
電話番号

次のとおり堺市立美原総合福祉会館の使用許可を変更してくださるよう、堺市立美原総合福祉会館条例施行規則第９条第１項の規定により、使用許可書を添えて申請します。

使用許可番号	年　　月　　日付け　　第　　号	
変更事項	変更前	変更後
使用予定日時	年　　月　　日（　　） 時　　分～　　時　　分	年　　月　　日（　　） 時　　分～　　時　　分
使用予定施設		
変更理由		

（注）　再度の変更は、できません。

申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

□　利用にあたっては、堺市立美原総合福祉会館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。

□　秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。

□　堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

様式第4号(第12条関係)

堺市立美原総合福祉会館破損(滅失)届

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

届出人　住所(所在地)
氏名(名　称)
(代表者氏名)
電話番号

下記のとおり堺市立美原総合福祉会館の施設、附属設備等を破損(滅失)しましたので、堺市立美原総合福祉会館条例施行規則第12条の規定により、届け出ます。

ついては、堺市立美原総合福祉会館条例第8条第2項の規定により、指示に従い賠償いたします。

記

1　破損(滅失)の日時

2　破損(滅失)の箇所又は物件

3　破損(滅失)の内容又は程度

＊賠償年月日	年　　月　　日
＊指示賠償額	円
＊賠　償　額	円

(注)　＊印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(第14条関係)

堺市立美原総合福祉会館指定管理者指定申請書

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

申請者　所在地
団体名
ふりがな
代表者氏名　　㊞
生 年 月 日

堺市立美原総合福祉会館の指定管理者の指定を受けたいので、堺市立美原総合福祉会館条例第14条第2項の規定により申請します。

記

注意　申請に当たっては、次の書類を添付してください。

1　定款その他これに類する書類

2　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類

3　役員名簿

4　申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

5　申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度の事業報告書及び収支計算書

6　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

様式第１号（第３条関係）

（平２５規則６２・全改）

様式第２号（第５条関係）

（平１８規則３１・平２１規則４３・一改）

様式第３号（第９条関係）

（平２５規則６２・全改）

様式第４号（第１２条関係）

（平１８規則３１・一改、平２０規則２５・旧様式第５号一改・繰上）

様式第５号（第１４条関係）

（平２０規則２５・追加、平２５規則６２・一改）